

定款改定履歴
特定非営利活動法人超音波スクリーニングネットワーク

【改定】

1 平成30年度通常総会（平成30年6月22日）改正、同日発効。

第55条（公告の方法）

2 令和2年度通常総会（令和2年6月12日）改正、令和2年8月18日施行。

第6条（種別）・第7条（入金）・第8条（入会金及び会費）・第9条（会員の資格の喪失）・
第10条（退会）・第11条（除名）・第16条（任期等）

資料1 新旧対照表 平成30年度通常総会（平成30年6月22日）

新	旧
<p>（公告の方法） 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表 の公告については、この法人の主たる事務所の掲 示場に掲示して行う。</p>	<p>（公告の方法） 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

資料2 新旧対照表 令和2年度通常総会（令和2年6月12日）

新	旧
第2章 会員	第2章 会員
<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体</p> <p>(3) 功勞会員 この法人に対して功勞のあつた者で、別途定める規程により総会が承認した個人</p>	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体</p>
<p>(入会)</p> <p>第7条 正会員・賛助会員の入会について、特に条件は定めない。</p> <p>2 正会員・賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 正会員・賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>
<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 正会員・賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p>	<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p>

<p>(退会) 第10条 正会員・賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(除名) 第11条 正会員・賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(任期等) 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 5 役員定年は75歳とし、満年齢で75歳に達した次の通常総会終結時をもって退任するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>この定款は、令和2年8月18日から施行する。</p>	<p>(退会) 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(任期等) 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p>
---	---